

茨城県災害時の福祉支援体制の整備及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者への福祉支援を円滑に実施するため、茨城県内の福祉関係団体等がネットワークを組織して必要な人的支援体制を整備及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性があると認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者，障害者，乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

(ネットワークの組織)

第3条 別表第1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって、茨城県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織する。

- 2 ネットワークに会長を置き、茨城県保健福祉部福祉担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、ネットワークの会務を総理する。

(協議調整事項)

第4条 ネットワークは、次に掲げる事項を協議調整する。

- (1) 第7条の茨城県災害派遣福祉チームの編成及び派遣，構成員の登録及び研修・訓練並びに活動の周知・啓発に関する事項
- (2) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関する事項
- (3) その他避難所等における要配慮者への福祉支援に関する事項

(会議)

第5条 ネットワークの会議は、会長が招集する。

- 2 ネットワークの会議には、構成団体のほか、会長が必要と認める者を参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、茨城県（以下「県」という。）及び社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置く。

- 2 県は主として発災時において、県社協は主として平時において、業務を処理する。

(災害派遣福祉チーム)

第7条 ネットワークは、避難所等において要配慮者に対する福祉支援を行う茨城県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を組織する。

(編成)

第8条 チームは、先遣チームと支援チームの2種類とする。

2 先遣チームは、次に掲げる者で構成する。

(1) ネットワークの事務局に属する者

(2) 別表第2に掲げる資格を有する者であって災害時の福祉支援活動に関して識見又は経験を有し、あらかじめ先遣チームのチーム員になることを了承したもの

(3) 県の職員であって先遣チームの連絡調整事務を担うことができると認められるもの

3 支援チームは、別表第2に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上のもので構成する。

4 支援チームは、1チーム当たり5名程度で編成する。

5 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。

(活動期間)

第9条 支援チームの1チーム当たりの活動期間は、概ね5日間とし、順次、交代して活動するものとする。

2 支援チームの活動期間は、発災後から概ね1か月間とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(活動内容)

第10条 先遣チームは、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 要配慮者の福祉ニーズ等の把握

避難所等の開設状況、避難者の数、避難者のうち要配慮者の数、要配慮者の福祉ニーズ、福祉施設の被災状況等を把握するとともに、被災地の自治体と調整を図り、支援チームの派遣の必要性をネットワークに報告する。

(2) 被災地のインフラ等の状況把握

水道、電気、ガス等のライフラインの状況及び交通、通信、宿泊場所等の状況を把握し、ネットワークに報告する。

2 支援チームは、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）

保健師チームなど他の支援組織と連携を図り、要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）を行う。

(2) 要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつなぐ。

(3) 要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

(4) 介護等を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。

(5) 避難所環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行い、避難環境を良好に保つ。

(6) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者の二次被害防止のために必要と認められる活動

(協力団体との事前協定等)

第11条 ネットワークは、構成団体であってチームの派遣について協力するもの（以下「協力団体」という。）との間で、様式第1号又は様式第2号の協定書によりチームの派遣に関する基本協定を締結するものとする。

2 協力団体のうち事業者団体は、自らの団体に加入する施設、事業所及び法人（以下「施設等」という。）の職員のうち、チーム員として活動することができるものについて、様式第3号の届出書をネットワークに届け出るものとする。

3 協力団体のうち職能団体は、自らの団体に加入する会員のうち、第8条第3項に該当し、チーム員として活動することができるものについて、様式第4号の届出書をネットワークに届け出るものとする。

(チーム員の登録)

第12条 ネットワークは、前条第2項又は第3項の規定により届出のあった職員又は会員に対し、要配慮者への福祉支援に関する研修を行うものとする。

2 ネットワークは、前項の研修を修了した者について、様式第5号の登録者名簿を作成するとともに、様式第6号の登録証を交付するものとする。

3 協力団体は、前条第2項又は第3項の届出内容に変更が生じたときは、速やかに様式第7号の変更届出書をネットワークに提出するものとする。

4 ネットワークは、前項の規定による変更届出書の提出があったときは、登録者名簿を修正するものとする。

(派遣基準)

第13条 チームは、各号のいずれかに該当するときに、県の要請により派遣する。

(1) 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。

(2) 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。

(3) 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。

(4) その他特に必要であると県が認めるとき。

2 前項第2号の派遣要請は、原則として様式第8号の要請書の提出により行うものとする。ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭によることも可能とし、後日、要請書の提出を行うものとする。

(派遣)

第14条 県は、前条第1項の規定に基づきチームを派遣しようとするときは、ネットワークを通じて、派遣元となる協力団体に対してチーム員の派遣要請を行う。

2 前項の派遣要請は、様式第9号の要請書により行うものとする。ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭によることも可能とし、後日、要請書の提出を行うものとする。

3 第1項の派遣要請を受けた協力団体の長は、施設等又はチーム員に対して速やかに派遣の可否の報告を求めるとともに、その報告をとりまとめた上、速やかにネットワークに報告する。

4 ネットワークは、前項の報告に基づき、チームの編成及び派遣に関する計画を作成して、協力団体に通知する。

(活動報告)

第15条 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について、記録を行うとともに、様式第10号の報告書により、ネットワークに報告するものとする。

(費用負担)

第16条 チームの活動に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 前項以外のチームの活動に関する費用については、別に定める。

(研修及び訓練)

第17条 ネットワークは、チームの活動に必要な知識・技術等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 協力団体及び第12条第2項の登録証を交付されている者は、ネットワークが行う研修及び訓練への参加に努めるものとする。

(周知・啓発活動)

第18条 ネットワークは、チームが円滑に活動できるよう、平時において、チームの活動に関する地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営並びにチームの組織及び派遣に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	団 体 名
福祉関係団体	一般社団法人茨城県介護支援専門員協会 一般社団法人茨城県社会福祉士会 一般社団法人茨城県介護福祉士会 茨城県精神保健福祉士会 一般社団法人茨城県ソーシャルワーカー協会 一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会 一般社団法人茨城県介護老人保健施設協会 一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会 茨城県救護施設協議会 茨城県保育協議会 茨城県児童福祉施設協議会 茨城県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会
社会福祉協議会	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
医療関係団体	特定非営利活動法人日本医療救援機構
ボランティア団体	特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ
地方公共団体	茨城県

別表第2（第8条関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，介護支援専門員，保育士，看護師，相談支援専門員，理学療法士，作業療法士，ホームヘルパー等
職 種	ソーシャルワーカー，介護職員，生活支援員，生活相談員，児童指導員，地域包括支援センター職員等
その他	被災地の状況等により，会長が特に必要と判断した者